

内管工事
新規参入の手引き

仙台市ガス局

目次

I. はじめに	・・・・・・・・・・	P. 2
II. 用語	・・・・・・・・・・	P. 3
III. 「ガス工事人」と「簡易内管施工登録店」	・・・・・・・・・・	P. 4
IV. 「ガス工事人」の公認等	・・・・・・・・・・	P. 5
V. 「簡易内管施工登録店」の認定等	・・・・・・・・・・	P. 5

I. はじめに

本書は、本市の内管工事店となり本市の供給区域において都市ガスの内管工事を行うことを希望される企業・個人の方に向けて、その必要要件や手順等をご紹介するために作成したものです。

都市ガスの設備（内管）は、ガス事業法で規定する「ガス工作物」にあたります。ガス工作物に関しては、ガス事業法第61条に規定する技術基準への適合維持の義務が一般ガス導管事業者に課せられているなど、ガス事業法や関連する法令等により様々な規制があり、一般ガス導管事業者はこれを全うする義務を負っています。そのため、一般ガス導管事業者である本市は、この責任を共に全うできることを前提に、企業・個人の方に対し、ガス工事人としての公認又は簡易内管施工登録店としての認定を行っています。また、本市は、内管工事を自らの管理下におき、本市としての技術基準やその他の諸基準を定め、本市から内管工事の設計・施工等を発注して実際に工事を行う工事店を適切に指導しながら、お客さまに安全、安心なガス設備をご提供するしくみを取っています。

このような点が、都市ガス内管工事が他の設備工事と大きく異なっていますので、内管工事への新規参入を検討される企業・個人の方々にとっては、本書をご確認の上、内容をご理解いただき、ご検討くださるようお願いいたします。

[参考] ガス事業法（昭和29年法律第51号）【抜粋】2017年4月1日施行

第61条 第1項

一般ガス導管事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第65条 第1項

一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、ガス主任技術者免状の交付を受けている者であって、経済産業省令で定める実務の経験を有するものうちから、ガス主任技術者を選任し、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせなければならない。

第193条

ガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設を変更した者は、五十万円以下の罰金に処する。

Ⅱ. 用語

(1) ガス工作物

ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます。

(2) 供給管

本支管（原則として公道（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路）に並行して埋設する導管）から分岐して、お客さまが所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

(3) 内管

(2) の境界線からガス栓までの導管及びその附属施設をいいます。

(4) 灯外内管

内管のうち、メーターガス栓（ガスメーターの入り側にあるガス栓）より上流側をいいます。

(5) 灯内内管

内管のうち、メーターガス栓より下流側をいいます。

(6) 新設工事

内管工事のうち、新しくガスメーターを取り付ける工事をいいます。道路からガスを引き込む（供給管の敷設工事を伴う）ものと、既設の灯外内管から分岐して行うものがあります。

(7) 増設工事等

本書では、新設工事以外の、増設工事（ガス栓を増やす工事）や位置替え工事（ガス管やガス栓の位置を替える工事）などを総称して「増設工事等」と表記します。

(8) ガス工事人

本市と契約を締結して、本市が発注する内管工事を行う工事店をいいます。

(9) 簡易内管施工登録店

本市から既に都市ガスの供給（託送）を受けているお客さまの簡易な内管工事について直接申し込みを受け施工できる工事店をいいます。

Ⅲ. 「ガス工事人」と「簡易内管施工登録店」

本市の供給区域において内管工事を行うためには、どのガス小売事業者からガスの供給を受けているかに関わらず、本市のガス工事人又は簡易内管施工登録店になる必要があります。簡易内管施工登録店は、ガス工事人に比較し参入しやすくなっていますが、施工できる範囲に制限があります。企業活動として内管工事を行おうとする際は、十分ご検討の上、選択して下さい。

ガス工事人と簡易内管施工登録店の比較

	ガス工事人	簡易内管施工登録店
施工範囲の概要	体制・実績に応じた範囲の新設及び増設工事等。	機器設置等に伴うフレキ管を用いた簡易な増設工事等。
必要な資格	(一社) 日本ガス協会の統一資格(施工資格)。	(一社) 日本ガス協会の「簡易内管施工士」資格。
本市との契約等に 必要な要件	「仙台市ガス工事人規程」に基づき公認。別途本市と契約を締結。	「仙台市ガス局簡易内管施工登録店規程」に基づき認定。
お客さまとの取引	お客さまとの取引主体は本市。	登録店がお客さまと直接取引。
工事代金の流れ	お客さまからの代金は本市が工事人経由等で頂き、本市は工事人に労務費等を支払う(材料は本市が支給)。	お客さまから登録店へ支払う。
お客さまに請求する 工事の金額	公開された本市の単価表に記載された単価にて契約。	登録店とお客さまとの間で協議により取決め。
使用材料と調達	原則、本市からの有償譲渡品のみを使用。	本市の規格に合致するものを管材店等にて調達。
本市による管理・指導等	日常的に本市の管理・指導下にて工事等を行う。本市が主催する説明会・研修等への出席が必要。	工事を行った後に、簡易な書式の報告書を本市へ提出する。本市は報告書チェック及び抜取りによる現場確認等により、不備があれば改善指示。
組織体制等	責任者以下の指示系統の明確な組織であることが必要。	特段の定めなし。
必要な装備等	ワゴン車程度の工作車に機械工具類が多数必要。	手提げ工具箱に入る程度の工具。

ガス工事人又は簡易内管施工登録店になるには、必要な資格の取得に際し所定の手数料や受講料等が必要となるほか、簡易内管施工登録店の認定に際しては、認定に係る手数料を別途ご負担いただきます。

この他に、既存のガス工事人と契約してその協力会社となり、施工者が所定の資格等を取得したうえで、ガス工事人が受注した工事をガス工事人の監督のもとに施工することもできます。そのような施工体制につきましては、個々のガス工事人にご相談下さい。

IV. 「ガス工事人」の公認等

「仙台市ガス工事人規程」に基づきます。

V. 「簡易内管施工登録店」の認定等

「仙台市ガス局簡易内管施工登録店規程」に基づきます。

以上